

## 輸出に取り組む優良事業者中国四国農政局長賞表彰実施要領

制定 令和 6 年 1 月 23 日 5 中経第 1130 号

中国四国農政局長通知

改正 令和 6 年 11 月 27 日 6 中経第 1298 号

### 第 1 趣旨

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長するグローバルな食市場を獲得することが重要である。

このため、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、目標達成に向けて、各種施策を実施しているところであり、今後更なる輸出拡大を図っていくためには、日本産農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起する必要がある。

こうしたことから、農林水産省では、平成 28 年度から「輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施しているところであり、中国四国農政局においても、輸出の取組の優れた事業者に対して表彰を行い、広く紹介することにより、中国四国地域の農林水産物・食品の輸出を促進するものとする。

### 第 2 表彰の対象

中国四国農政局長賞 原則 1 点

### 第 3 表彰の対象者

表彰の対象は、農林水産省の補助事業として、公益財団法人食品等流通合理化促進機構が実施する「輸出に取り組む優良事業者表彰事業」（以下「中央表彰」という。）に中国四国農政局管内から応募のあった事業者とする（中央表彰における受賞者、過去の輸出に取り組む優良事業者としての中国四国農政局長賞の受賞者を除く。）。

### 第 4 表彰者の決定

- (1) 表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、選考会を設置する。
- (2) 選考会の選考委員は、次の中国四国農政局内関係者で構成する。
  - 局次長（担当）
  - 経営・事業支援部長
  - 輸出対策推進官
  - 輸出促進課長

- (3) 選考会においては、中央表彰において設置された「輸出に取り組む優良事業者表彰」の審査委員会による書類審査の点数を踏まえ、優秀と認められる事業者を選定する。
- (4) 表彰者については、上記により選定した候補者から中国四国農政局長が決定する。

#### 第5 表彰者の公表

中国四国農政局長賞表彰者の取組の概要を取りまとめ、中国四国農政局ホームページ等において広く紹介するものとする。

#### 第6 庶務

この要領に係る庶務は、経営・事業支援部輸出促進課において行うものとする。

附則 この要領は、令和6年1月23日から施行する

附則 この要領は、令和6年11月27日から施行する